

財産1億円以下、自宅1カ所のみの人対象に 相続税申告に「SKT27プラン」

中央区の税理士事務所 初回の個別相談無料

行う。三輪所長は「どこに相談したらいいか迷っている人はぜひ利用してほしい」と話す。

相続税は、死亡した人から不動産、預金などを譲り受けた場合にかかる。亡くなった人から各相続人らが取得した財産の合計額が基礎控除額を超える場合に課税対象となる。2013年税制改正で基礎控除が4割縮減されるなどした結果、課税対象者が増加。今年1月から適用された。

SKT27は「相続税」改正「対応」「(平成)27年」からそれぞれ取った。相続財産が5000万円以下の人には14万8000円(税込)▽5000万円超▽7000万円以下の人は16万8000円(同)▽7000万円超▽1億円以下の人は19万8000円(同)の料金プランで、申告書や遺産分割協議書の作成のほか、遺産分割シミュレーションなども行う。

初回の個別相談は無料。問い合わせは同税理士事務所(06・6209・8393)。

【後藤豪】

今年から相続税の基礎控除が下がり課税対象者が増えることを受け、大阪市中央区の三輪厚二税理士事務所が今月、相続税の申告が必要となる人に向けた「SKT27プラン」を始めた。相続財産が1億円以下で、不動産が自宅1カ所のみの人を対象に、14万8000円▽19万8000円の料金プランで、相続税の申告書作成や遺産分割協議書の作成などを



「SKT27プラン」のチラシを手にする

三輪厚二税理士事務所 大阪市中央区で